GHG排出量算定サービス導入補助金

中小事業者の脱炭素化の取組を推進するため、温室効果ガス（GHG）のサプライチェーン排出量の把握並びに削減に資する排出量算定サービス導入する中小事業者に対し、その費用の一部を補助します。

【補助対象者】　兵庫県内中小規模事業者※

※　兵庫県内において、前年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500kL未満の事業所のみを設置し、又は管理する事業者

【補助対象】温室効果ガス排出量の把握・削減に資するシステム※1 サプライチェーン排出量(スコープ３を含む)※2を算定できるプランが対象

※1　令和６年４月１日以降に算定サービスの利用を開始し、利用開始日から起算して30日以内に申請したものに限る

※2　事業者自らの排出だけでなく、事業活動に関係するあらゆる排出を合計した排出量

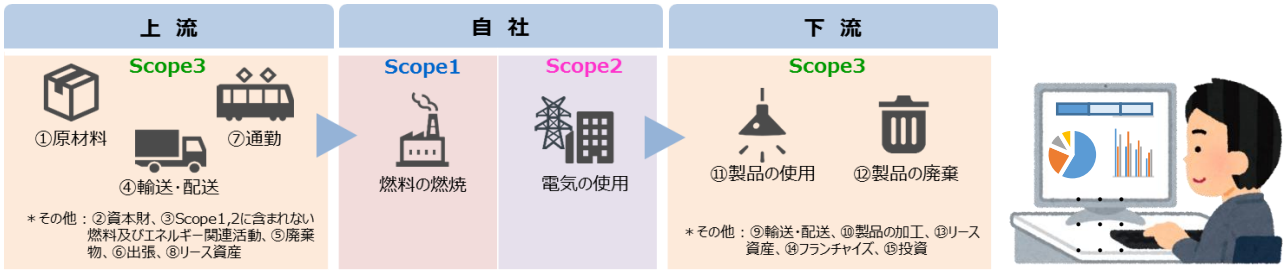

＜図：サプライチェーン排出量＞

補助対象経費	補助金額
システムの月額使用料※	補助対象経費の１／２ （上限１万円／月）

※　利用開始日の属する月から令和７年３月までの期間
※　利用開始日から３か月以上継続した月額使用料に限る
※　令和７年３月18日までに支払いが完了した使用料が対象
※　年間契約で一括払いの場合は、按分方式により算出された月額使用料相当額が対象

【募集期間】　令和６年４月１日～令和６年１２月２０日（必着）

※先着順につき、早期に受付を終了することがあります。

【補助金申請までの流れ】

①　前年度のエネルギー使用量の確認（原油換算で1,500kL未満が対象）
②　GHG排出量算定サービスを契約（事業者自身で選定）
　　※補助対象サービスの条件に注意
③　申請書のダウンロード・記入：http://www.eco-hyogo.jp/index.php?cID=2748
④　申請書の提出　（下記提出先に郵送）

【提出先・問い合わせ先】

公益財団法人ひょうご環境創造協会　温暖化対策第２課（兵庫県環境部環境政策課内）
〒650-8567　神戸市中央区下山手通5丁目10-1
TEL：078-362-3284 FAX：078-382-1580　E-mail：kankyouseisakuka@pref.hyogo.lg.jp